

あなたも森林づくりに取り組んでみませんか

分収造林制度



国有林の分収造林制度とは

造林者(国以外の者)と国が契約を結び、造林者が国有林に木を植えて、一定期間育て、伐採して得た収益(販売代金)を造林者と国で一定の割合で分収する制度。

分収造林の仕組みの主な内容

- 対象面積は、原則として1ヘクタール以上
- 契約期間は、最長80年
- 植栽された樹木は、造林者と国の共有
- 持分割合は、通常、造林者7、国3(北海道では、造林者8、国2)
- 将来の収益は、この持分割合に基づいて分収



分収造林制度に参加できるのは

分収造林契約を結ぶためには、造林・保育及び保護を確実にできることが必要です。これらの作業は、地元の森林組合等に依頼することもできます。



分収造林のメリット

- 森林づくりに取り組むことで、資源の循環利用や地球温暖化の防止に貢献できます。
- 社会貢献活動として、対外的なPRができます。
- 原料としての木材を確保できます。
- 山林を取得する必要がなく、初期投資の抑制が可能です。(分収造林は不動産取得税・固定資産税の対象外)

分収造林契約の際の留意点

- 国有林の分収造林制度は、分収額が造林費用を上回ることを確約したものではありません。
- 契約期間中は、造林・保護の義務が発生します。適切に造林・保護が行われなかった場合、契約が解除となる可能性があります。
- 山火事や台風などの自然災害に備え、森林保険に加入できます。

その他

分収造林地で行う造林・保育には、民有林と同じく造林補助制度を利用することも可能です。林野庁ホームページ(以下のURL参照)の資料等をご覧いただくとともに、具体の補助申請については都道府県に対して行うことになります。

【参考】森林整備事業について(林野庁Webページ)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html



分収造林についてのお問い合わせ先



担当部署	電話番号	管轄地域
林野庁業務課国有林野管理室	03-3502-8383	
北海道森林管理局森林整備第一課	050-3160-6288	北海道
東北森林管理局森林整備課	050-3160-6462	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
関東森林管理局森林整備課	050-3160-1630	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部森林管理局森林整備課	050-3160-6526	富山県、長野県、岐阜県、愛知県
近畿中国森林管理局森林整備課	050-3160-6784	石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国森林管理局森林整備課	050-3160-5621	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州森林管理局森林整備課	050-3160-6649	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

分収造林制度(林野庁Webページ)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/bunshu_zorin/

